

平成17年第3回大仙市議会定例会会議録第5号

---

平成17年12月20日（火曜日）

---

議事日程第5号

平成17年12月20日（火曜日）午前10時開議

- |     |         |                                                                               |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 | 議案第159号 | 大仙市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について（総務委員長報告・質疑・討論・表決）                         |
| 第 2 | 議案第163号 | 大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う直営施設関係条例の整備に関する条例の制定について<br>(総務委員長報告・質疑・討論・表決)         |
| 第 3 | 議案第165号 | 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について（総務委員長報告・質疑・討論・表決）                            |
| 第 4 | 議案第167号 | 字の区域の設置について<br>(総務委員長報告・質疑・討論・表決)                                             |
| 第 5 | 議案第168号 | 議決の変更について（総務委員長報告・質疑・討論・表決）                                                   |
| 第 6 | 議案第160号 | 大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う企画部及び農林商工部関係条例の整備に関する条例の制定について<br>(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 7 | 議案第164号 | 美郷町と大仙市との間における県営ほ場整備事業（堀板地区）に関する事務の委託に関する規約に係る協議について<br>(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)  |
| 第 8 | 議案第156号 | 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)                 |
| 第 9 | 議案第158号 | 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について<br>(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)                            |

- 第 1 0 議案第 1 6 1 号 大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う市民生活  
部及び健康福祉部並びに教育委員会関係条例の整備に関する  
条例の制定について  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 1 議案第 1 5 7 号 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 1 6 2 号 大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う建設部関  
係条例の整備に関する条例の制定について  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 6 6 号 財産の取得について  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 1 6 9 号 市道路線の認定及び廃止について  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 7 0 号 平成 1 7 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更  
について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 7 1 号 平成 1 7 年度大仙市一般会計補正予算 (第 6 号)  
(各委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 7 7 号 平成 1 7 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第  
2 号) (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 7 2 号 平成 1 7 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第  
2 号) (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 7 3 号 平成 1 7 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 1 7 4 号 平成 1 7 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 2  
号) (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 1 7 8 号 平成 1 7 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別  
会計補正予算 (第 2 号)  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 2 議案第 1 7 9 号 平成 1 7 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 3 議案第 1 8 0 号 平成 1 7 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第 1 号）（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 4 議案第 1 8 1 号 平成 1 7 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 5 議案第 1 8 2 号 平成 1 7 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 1 号）  
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 6 議案第 1 7 5 号 平成 1 7 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 7 議案第 1 7 6 号 平成 1 7 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 8 陳情第 8 号 庶民大増税の中止を求めることについて  
（総務委員長報告・質疑・継続審査）
- 第 2 9 陳情第 1 5 号 法務局の増員に関することについて  
（総務委員長報告・質疑・継続審査）
- 第 3 0 陳情第 7 号 障害福祉サービスを利用する利用者の負担増に反対することについて（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 1 陳情第 9 号 介護保険の改善を求めることについて  
（教育民生委員長報告・質疑・継続審査）
- 第 3 2 陳情第 1 0 号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求めることについて（教育民生委員長報告・質疑・継続審査）
- 第 3 3 陳情第 1 1 号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求めることについて  
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 4 陳情第 1 2 号 弓道場建設について  
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第 3 5 陳情第 1 3 号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人  
手不足の緊急改善を求めることについて  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 6 陳情第 1 4 号 子宮頸がん検診の逐年施行のお願いについて  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 7 陳情第 1 6 号 (仮称) 特別養護老人ホームテンダーヒルズの新設について  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 8 意見書案第 7 号 「障害福祉サービスを利用する利用者の負担増に反対する  
こと」を求める意見書 (説明・質疑・討論・表決)
- 第 3 9 意見書案第 8 号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる  
医療」を求める意見書 (説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 0 意見書案第 9 号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人  
手不足の緊急改善を求める意見書  
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 1 意見書案第 1 0 号 議会制度改革の早期実現に関する意見書 (表 決)
- 第 4 2 議案第 1 8 3 号 市長の専決処分事項の指定について  
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 3 議案第 1 8 4 号 工事請負契約の締結について  
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 4 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査について
- 第 4 5 議案第 1 8 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ  
て (説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 6 議案第 1 8 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ  
て (説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 7 議案第 1 8 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ  
て (説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 8 議案第 1 8 8 号 助役の選任について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 議案第 1 8 9 号 助役の選任について (説明・質疑・討論・表決)

---

議 事 日 程 第 5 号 (追加)

第 1 議案第190号 固定資産評価員の選任について (説明・質疑・討論・表決)

第 2 議案第166号 財産の取得について (再議の件)

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・表決)

---

出席議員 (30人)

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 橋 本 五 郎  | 2 番 佐 藤 文 子  | 3 番 小 山 誠 治  |
| 4 番 佐 藤 隆 盛  | 5 番 藤 井 春 雄  | 6 番 杉 沢 千恵子  |
| 7 番 佐 藤 孝 次  | 8 番 金 谷 道 男  | 9 番 石 塚 柏    |
| 10 番 千 葉 健   | 11 番 渡 邊 秀 俊 | 12 番 佐 藤 芳 雄 |
| 13 番 高 橋 敏 英 | 14 番 竹 原 弘 治 | 15 番 橋 村 誠   |
| 16 番 武 田 隆   | 17 番 斉 藤 博 幸 | 18 番 菊 池 幸 悦 |
| 19 番 大 坂 義 徳 | 20 番 大 山 利 吉 | 21 番 門 脇 一 男 |
| 22 番 本 間 輝 男 | 23 番 児 玉 裕 一 | 24 番 高 橋 幸 晴 |
| 25 番 佐々木 洋 一 | 26 番 大 野 忠 夫 | 27 番 佐々木 昌 志 |
| 28 番 北 村 稔   | 29 番 鎌 田 正   | 30 番 藤 田 君 雄 |

---

欠席議員 (0人)

---

説明のため出席した者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 栗 林 次 美 | 教 育 長   | 笹 元 嘉 辰 |
| 代表監査委員  | 田 牧 貞 夫 | 総 務 部 長 | 久 米 正 雄 |
| 企 画 部 長 | 佐々木 正 広 | 市民生活部長  | 高 橋 源 一 |
| 健康福祉部長  | 根 本 正 進 | 農林商工部長  | 金 正 行   |
| 建 設 部 長 | 鎌 田 栄 治 | 病院事務長   | 高 橋 大 樹 |
| 水 道 局 長 | 田 口 良 邦 | 教 育 次 長 | 相 馬 義 雄 |
| 教 育 次 長 | 毛 利 博 信 |         |         |

---

議会事務局職員出席者

|     |   |         |       |         |
|-----|---|---------|-------|---------|
| 局   | 長 | 田 口 誠 一 | 副 参 事 | 高 橋 薫   |
| 副 主 | 幹 | 伊 藤 雅 裕 | 副 主 幹 | 加 藤 博 勝 |
| 主   | 事 | 菅 原 直 久 |       |         |

---

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

遅刻の連絡があったのは、25 番佐々木洋一君であります。

---

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、日程第 5 号をもって進めてまいりたいと思います。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第 1、議案第 159 号から日程第 5、議案第 168 号までの 5 件を一括して議題といたします。

本 5 件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 30 番藤田君雄君。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 おはようございます。

本会議第 4 日に当委員会に審査付託となりました事件について、同日委員会を開催し、審査しましたので、その経過及び結果について順次ご報告を申し上げます。

はじめに、議案第 159 号「大仙市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定について」及び議案第 163 号「大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う直営施設関係条例の整備に関する条例の制定について」の 2 件について、関連がありますので一括して議題となりました。

議案第 159 号は、平成 15 年 9 月に施行された改正自治法によって制度化された公の施設に係る指定管理者制度について、従前の管理委託制度を容認する経過措置期間が平成 18 年 9 月で終了することから、平成 18 年度から同制度の導入を図ることとし、指定の手続き等の共通事項を定めた通則条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容としては、指定管理者の原則公募や申請の手続き、附属機関としての選定委員会などについて定めているほか、適正な管理を担保するための所要の規定をしております。

次に、議案第 163 号につきましては、指定管理者制度を導入しないで直営で管理す

る施設の設置管理条例に旧自治法の規定による管理の委託に関する条項が規定されている条例が４９本あることから、これらの条例について一括して委託に関する条項を削除する整備条例を制定するものであり、平成１８年４月１日から施行するものであります。

質疑において、損害賠償責任についてや受託者に対する市の関与、選定委員会の権限などの質問がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６５号「秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について」は、市町村合併により同組合を組織する地方公共団体の数が減少したことに伴い、議会の同意を求めるものであります。

格別な質疑もなく、当局説明を了とし、原案のとおり同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６７号「字の区域の設置について」は、中仙地域のほ場整備事業の結果、同地域に字の区域を設置する必要性が生じたため議会の議決を経ようとするものであります。

当局説明を了とし、原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第１６８号「議決の変更について」は、平成１５年度に旧大曲市議会・旧中仙町議会・旧仙北町議会で議決を経た字の区域の変更について、ほ場整備地区外の５筆を誤って地区内としたことから、この５筆を除外する議決の変更であります。

格別なる質疑もなく、当局説明を了とし、原案のとおり同意すべきものと決した次第であります。

以上です。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ただいま議題となっております案件中、議案第１５９号、議案第１６３号及び議案第１６７号の３件を一括して採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本３件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１６５号及び議案第１６８号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は同意であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本２件は、同意することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第６、議案第１６０号及び日程第７、議案第１６４号の２件を一括して議題といたします。

本２件に対し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長２９番鎌田正君。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

企画産業常任委員会に審査付託となりました議案につきまして、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告申し上げます。

はじめに、議案第１６０号「大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う企画部及び農林商工部関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。指定管理者制度の導入に伴い、制度に移行するとした１０５の施設のうち、当委員会関係の２６施設について、個別に規定することが必要な事項を定める整備条例を制定しようとするもので、それぞれ指定管理者の業務の範囲及び管理の基準に係る規定を条例に盛り込む改正を行うものであり、平成１８年４月１日から施行するものであります。

２、３の質疑等もありましたが、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６４号「美郷町と大仙市との間における県営ほ場整備事業（堀板地区）に関する事務の委託に関する規約に係る協議について」であります。合併前の仙北町において平成１２年度から施行されている県営ほ場整備事業について、市町界の屈折が不正形であり、隣接の美郷町の一部を含めて整備する必要が生じたことから、土地改良法第９１条第３項の規定による分担金の賦課・徴収に関する事務等について、地方自治法第２５２条の１４第１項の規定に基づく事務の受託をするため、委託事務の範囲、



管理及び執行の方法、経費の負担及び予算の執行、決算の場合の措置などを定める規約についてであります。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり同意すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第160号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第164号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第8、議案第156号から日程第10、議案第161号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第4日に当教育民生常任委員会に審査付託となりました事件につ

き、去る１４日及び１５日の２日間にわたり、３階大会議室において常任委員会を開催し、出席委員７名のもと、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１５６号「大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、本年７月の協和保育園新設に伴い廃止された峰吉川保育園を、今後は「児童館」として利用し、地域児童の健全育成を図ろうとするものであります。

また、指定管理者制度の導入に伴い、現在、社会福祉協議会に管理を委託している大曲地域の児童館及び児童センターについて、１８年度からの制度移行後も同協議会を指定管理者として引き続き管理を委託しようとするための改正も併せて行っております。

児童厚生員の報酬及び賃金についての質疑がありましたが、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１５８号「大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、太田体育館に暖房設備８台を設置したことに伴い、体育館の使用料金に暖房料として１時間につき１，０００円以内を上限として加算徴収しようとするものであります。

なお、暖房料徴収については、平成１８年１月１日からの施行であります。

また、指定管理者制度の導入に伴い、現在、太田町生活リゾート株式会社に管理を委託している太田体育館及び太田トレーニングセンターについて、１８年度からの制度移行後も同社を指定管理者として引き続き管理を委託しようとするための改正も併せて行っております。

格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６１号「大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う市民生活部及び健康福祉部並びに教育委員会関係条例の制定について」につきましては、平成１８年度からの導入を予定している公の施設の管理を法人その他の団体に行わせる「指定管理者制度」への移行に伴い、当常任委員会所管の施設に係る２１条例について、施設の管理を指定管理者に行わせることや指定管理者の業務の範囲及び管理基準についての規定を盛り込む改正を行うものであります。

質疑において、指定管理者制度移行に伴う職員の待遇について、修繕料等の支出に対する市の負担について、事故等が発生した際の責任所在について等の質疑がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、ご報告いたします。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第１５６号、議案第１５８号及び議案第１６１号の３件を一括して採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本３件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第１１、議案第１５７号から日程第１５、議案第１７０号までの５件を一括して議題といたします。

本５件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第４日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る１２月１４日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果について、順次ご報告いたします。

議案第１５７号「大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、指定管理者制度の導入に伴い、ねむのき駐車場及び大曲駅東駐車場の２施設について、平成１８年度から同制度に移行させるため、所要の改正を行うとともに、ねむのき駐車場の月極駐車の利用者から平日のみの駐車ではなく、日曜日や休日にも駐車を

許可してほしいとの要望が出されていることから、平日駐車状況を勘案し、この要望に応えサービスの拡充を図る改正を併せて行うものです。

改正の内容であります。駐車場の管理を指定管理者に行わせることができる旨を規定するほか、指定管理者の業務の範囲と管理の基準について定めるとともに、利用者の利便性の向上を図るため、1月1日の入出庫と月極駐車の日曜日及び休日の駐車を認める改正を行うものであり、いずれも平成18年4月1日から施行するものです。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第162号「大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う建設部関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、指定管理者制度の導入に伴い、制度に移行するとした施設に関連する建設水道常任委員会所管の2条例について、それぞれ指定管理者の業務の範囲及び基準に係る規定を条例に盛り込む改正を行うものであります。

平成18年4月から指定管理者制度の導入を予定している公園は、太田地域の「横沢東農村公園」「太田東部地区公園」「太田南部地区公園」「太田北部地区公園」の4公園で、いずれも現在、太田町生活リゾート株式会社に管理を委託している施設です。

また、自転車駐車場では、大曲駅前自転車駐車場及び大曲駅東自転車駐車場の2施設で、いずれも現在、財団法人大仙市開発公社に管理委託している施設です。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第166号「財産の取得について」につきましては、都市計画事業で実施の仙北ふれあい公園事業に係る第3駐車場及び第4駐車場並びに体育館用地としての土地を買収するため、去る11月25日に仮契約を締結したものです。

買収する土地であります。所在地は仙北地域の堀見内字元田茂木及び下田茂木地内10筆となっており、土地の所有者は5名で、地目がいずれも田で、総面積16,081㎡を1億1,242万6,540万円で取得するものであります。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第169号「市道路線の認定及び廃止について」につきましては、神岡地域において神宮寺バイパスに接続させるため、市道を延長したことに伴い、市道路線の

認定及び廃止をするものであります。

内訳として、認定する路線は1路線の延長426.91m、廃止する路線は1路線の延長242.90mであります。

これにより、当市の市道は6,324路線と変更はありませんが、実延長では184.01m増の3,158,810.87mとなるものであります。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第170号「平成17年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当市簡易水道事業の推進を図るため、本年第1回市議会定例会で議決を得た一般会計から繰り入れる額の上限を変更するものであります。

当該繰入額の上限を3億3,445万3千円以内から、3億1,299万9千円を引き上げ、3億3,758万2千円に変更するものであります。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第157号、議案第162号及び議案第170号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第166号及び議案第169号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は同意であります。本2件

は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本２件は、同意することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第１６、議案第１７１号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務常任委員長３０番藤田君雄君。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 議案第１７１号「平成１７年度大仙市一般会計補正予算（第６号）」について、当委員会に付託された部分について審査いたしましたので、その結果及び経過について順次ご報告を申し上げます。

議案第１７１号は、歳入歳出にそれぞれ２億２，０６０万７千円を補正するものであり、一般会計歳入歳出予算総額を、それぞれ４７５億８，３２７万９千円とするものがあります。

歳入につきましては、地方交付税４，０２９万７千円、国庫支出金１億１，７３１万６千円、市債はマイナス１，０９０万円などの補正が主なものでございます。

次に、総務関係の歳出について、ご報告を申し上げます。

はじめに、１款議会費は、議員報酬・期末手当及び共済費では、在任特例期間中の議員の辞職に伴う減額補正であり、職員人件費は３人の定数減に伴う減額補正であります。

次に、２款総務費につきましては、はじめに人件費については、助役の不在に伴う特別職報酬等の減額補正、一般職の人事院勧告に伴う給与及び手当の減額補正及び市議会議員選挙、市長選挙及び農業委員会委員選挙の職員の時間外勤務手当の減額補正でございます。

その他といたしましては、アスベスト除去のための工事費や減債基金積立金等が主なものでございます。

以上、当局より説明を受け質疑を行ったわけですが、職場によって時間外手当の取り扱いに差異があるのではないかという質疑等がありましたが、すべて同じ取り扱いであるとの当局説明を了とし、原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長 29 番鎌田正君。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 議案第 171 号「平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）」で企画産業常任委員会の所管する予算について審査いたしましたので、その経緯と結果についてご報告申し上げます。

企画部関係では、2 款 1 項 10 目の企画費について 403 万 1 千円の補正であります。

主な内容といたしまして、首都圏ふるさと会員の広報紙の希望調査に係る郵便料 55 万円、平成 18 年 4 月 1 日から施行される予防接種法施行令の改正に伴う健康管理システムの改修作業に係る委託経費 99 万 8 千円等であります。

次に、農林商工部関係で、歳入については 15 款 2 項 5 目の農林水産業費県補助金のうち、農業費補助金が 1,234 万 8 千円の補正で、主な内容は担い手育成農地集積事業費補助金 1,000 万 5 千円、地域でプロポーズ法人化支援事業費補助金 100 万円、農地は認定農業者へ利用者集積事業費補助金 80 万円等であります。

歳出の 6 款農林水産業費は 572 万 1 千円の補正で、主な内容は、担い手支援事業費で、協和・太田地域の各 1 団体への農業法人設立の支援に対する補助金 100 万円、地域でプロポーズ法人化支援事業費は、太田地域の北開き集落準備会に対する集落営農及び法人化支援事業費交付金として 100 万円、担い手育成農地集積事業費は、西仙北・中仙・仙北地域のほ場整備事業等の受益者負担金分の借入金に対する利子補給費補助金 950 万 5 千円、土地改良事業費等補助金は、土地改良区等で実施する事業に対する補助金で、西仙北地域のため池改修事業、協和地域の間伐材を利用したほ場の畦畔補修事業、仙北地域の土地利用集積の推進事業にそれぞれ事業主体となる土地改良区への補助金 238 万 5 千円等であります。

7 款商工費は、主に施設の管理費で美山荘の照明器具修理 15 万 4 千円、奥羽山荘の非常用のバッテリー 28 カ所交換修繕費 100 万円等であります。

2、3 の質問がありましたが、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

よろしく申し上げます。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 21 番門脇一男君。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 171 号「平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する主な歳出予算につきましては、3 款民生費については、法人立保育所の入所人員の増加による負担金の補正が 1 億 2,379 万 3 千円。生活保護世帯及び人員の増加による生活扶助費の補正が 7,759 万 4 千円。身体障害者福祉費として、身体障害者に対する更生医療給付金及び補装具給付費の補正が、それぞれ 890 万円と 238 万 7 千円。

9 款消防費につきましては、消防団管理運営費としまして、近い将来の大地震発生に備え、消防団の初動体制の整備や自主防災組織の活動、災害時の情報伝達システムを確立している神奈川県座間市への大仙市消防団幹部の研修旅費として 101 万 5 千円。消防施設維持管理費としまして、西仙北支団車庫及び中仙支団水防倉庫の吹き付けアスベストの除去工事費の補正が 563 万 7 千円。

10 款教育費につきましては、これまで小学校費、中学校費にそれぞれ計上しておりました小中学校の耐震化優先度調査を県が一括して行うという取り決めがなされたことにより、その調査に係る負担金として 347 万 5 千円を新設しております。そのほか大仙市社会科副読本ホームページ作成業務委託料として 283 万 5 千円。協和中学校中国人生徒日本語指導者賃金として 16 万円。北檜岡公民館建設工事に関わる実施設計業務委託料 365 万 4 千円。（仮称）八乙女研修宿泊施設大規模改修事業費として、施設のバリアフリー化、エレベーター設置等の設計業務委託料が 721 万 4 千円。埋蔵文化財発掘調査用の重機、バックホーの借上料 100 万円。冬場の運動不足解消、心身鍛錬と地元スキー場の利用を図るため、小中学生に対する市内有料スキー場のシーズン券購入・発行等に係る事業費として 1,784 万 8 千円などとなっております。

質疑において、法人立保育所負担金について、課外クラブの全国大会等への出場に際しての市の補助について、消防団員の活動服・半纏の統一についてのほか 2、3 の質疑のあと、討論において、国の構造改革に伴う公務員削減の一環として行われている給与削減については、地域の経済状況に悪影響を及ぼすものであるため、本案には反対であ



るとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告いたします。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 10 番千葉 健君。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 議案第 171 号「平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきまして、ご報告申し上げます。

4 款衛生費は 312 万 9 千円の補正であります。

内訳として、先程議案第 170 号でも説明しましたが、簡易水道事業の推進を図るため、簡易水道事業特別会計繰出金に 312 万 9 千円の補正をするものであります。

8 款土木費は 135 万 6 千円の補正であります。

主な内容といたしまして、消雪施設等補助金は、大曲地域の 2 消雪組合に対する施設整備費補助金として 194 万 5 千円、道路新設改良費は東大曲小学校へ連絡する市道の改良工事に伴う橋梁設計費として 1,100 万円、飯田沼つり公園整備事業費は、つり公園に架かる橋梁の著しい老朽化により橋梁を補修する必要があることから、補修工事費として 860 万円の補正、また、まちづくり交付金事業費は、神岡地域の補助対象事業費確定により 3,000 万円を減額補正するものです。

11 款災害復旧費は、6 月 27 日に発生した梅雨前線の豪雨による土木施設災害復旧費で、協和地域、南外地域の合わせて 2,226 万 1 千円の補正であります。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 おはようございます。

議案第171号「平成17年度大仙市一般会計補正予算案（第6号）に反対討論をいたします。

本案には、去る11月14日、第4回臨時会に上程可決されました一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う予算が盛り込まれております。私は、この条例改正にあたりましては、市職員の本俸、手当等の給料0.34%の削減する条例であり、給与引き下げによって暮らしと地域経済に及ぼす影響が大きいこと、民間給与水準のさらなる引き下げにつながる恐れがあることなどを挙げて反対したものであります。

以上の経過を踏まえますと、本予算案には賛成することはできないわけであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（橋本五郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第171号を原案について採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第17、議案第177号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第177号「平成17年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ982万円を減額し、補正後の予算総額を27億3,395万1千円とするものであります。

歳入 6 款繰越金は、前年度繰越金として 5 3 万円の補正であり、7 款諸収入は協和地区簡易水道事業共同施行工事費負担金として 1, 0 3 5 万円の減額補正であります。

歳出 1 款総務費は、西仙北地域農業集落排水維持管理費として 5 7 万 8 千円の補正、2 款事業費は、協和地域の補助及び単独事業費の確定により 1, 0 3 9 万 8 千円の減額補正であります。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第 1 7 7 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第 1 8、議案第 1 7 2 号から日程第 2 5、議案第 1 8 2 号までの 8 件を一括して議題といたします。

本 8 件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 2 1 番門脇一男君。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第 1 7 2 号「平成 1 7 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5 3 4 万円を追加し、補正後の予算総額を 8 6 億 7, 0 2 0 万 5 千円とするものであります。

内容といたしましては、歳入につきましては職員給与等、一般会計からの繰入金として 5 3 4 万円の追加補正であります。

歳出につきましては、職員人件費として５３４万円の追加補正であります。

内訳といたしましては、給与改定に伴う職員の給与減額分２３万４千円、各総合支所市民課担当職員の時間外手当３８０万円、共済費１５３万２千円等となっております。

格別なる質疑はなく、討論において、人事院勧告に伴う職員の給与削減に関連する補正予算であるため、本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１７３号「平成１７年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第２号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ４６７万１千円を追加し、補正後の予算総額を１０５億６，７４９万８千円とするものであります。

内容といたしましては、歳入につきましては職員給与費等の一般会計からの繰入金として４６７万１千円の追加補正であります。

歳出につきましては、職員人件費として４６７万１千円の追加補正であります。

内訳といたしましては、１０月の職員異動による住民課職員増による給与、手当、共済費等の追加補正と給与改定に伴う職員の給与の減額補正となっております。

格別なる質疑はなく、討論において、人事院勧告に伴う職員の給与削減に関連する補正予算であるため、本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１７４号「平成１７年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１２０万４千円を追加し、補正後の予算総額を１２億６，７４９万５千円とするものであります。

内容といたしましては、歳入につきましては、職員給与費等、一般会計からの繰入金として１２０万４千円の減額補正であります。

歳出につきましては、職員人件費として１２０万４千円の減額補正であります。

内訳といたしましては、１７年度人事院勧告に基づく給与改定により、職員の給与、手当、共済費等を減額するものであります。

質疑において、給食費の単価について、給食費の未納金増加への対応についてのほか２、３の質疑があり、討論においては人事院勧告に伴う職員の給与削減に関連する補正予算であるため、本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１７８号「平成１７年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）」につきましては、市内４施設の補正予算であり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ２，３３１万５千円を減額し、補正後の予算総額を１１億６，４５４万５千円とするものであります。

内容といたしましては、歳入につきましては一般会計からの繰入金として２，２０９万６千円の減額、繰越金の減額が１２１万９千円となっております。

歳出につきましては、職員人件費として１２０万４千円の減額補正であります。

内訳といたしましては、職員人件費として給与改定に伴う職員給与の減額分が３，０５７万２千円、臨時職員賃金や燃料費等の需用費として４１３万円の追加補正。

サービス事業費として、神岡地域の愛幸園、南外地域の福寿園における電気料、燃料費等の需用費が３１２万７千円などとなっております。

臨時職員の採用理由、労働条件及び職務内容についての質疑のあと、討論において人事院勧告に伴う職員の給与削減に関連する補正予算であるため、本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１７９号「平成１７年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、市内にあります西仙北地域の幸寿園、中仙地域の八乙女荘の２施設の補正予算であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ５４万１千円を追加し、補正後の予算総額を８億５，４５６万６千円とするものであります。

内容といたしましては、歳入につきましては一般会計からの繰入金として４３４万７千円の減額、繰越金の追加補正が４８８万８千円となっております。

歳出につきましては、２施設に係る電気料、燃料費等の需用費及び臨時職員賃金の追加補正が７５８万２千円であります。

人件費に係る補正は７０４万１千円となっており、この内訳といたしましては、特別職人件費の追加補正が２３４万２千円と給与改定に伴う職員人件費の減額補正が９３８万３千円の、差引７０４万１千円の減額となっております。

格別なる質疑はなく、討論において人事院勧告に伴う職員の給与削減に関連する補正

予算であるため、本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１８０号「平成１７年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、神岡地域の愛幸園及び南外地域のぬくもりの郷の２施設の補正予算であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１５９万６千円を追加し、補正後の予算総額を１億９，６６４万１千円とするものであります。

内容といたしましては、歳入につきましては一般会計からの繰入金として１５９万６千円の減額補正であります。

歳出につきましては、人事院勧告に基づく給与改定による職員人件費の減額補正が２５２万５千円と電気料、燃料費等の需用費の追加補正が９２万９千円となっております。

格別なる質疑はなく、討論において人事院勧告に伴う職員の給与削減に関連する補正予算であるため、本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１８１号「平成１７年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、協和スキー場に関係する補正予算であり、主なものとしましては、圧雪車キャタピラ部分の修繕料として１４０万円。燃料費及び道案内看板代等が４３万５千円であります。

また、第１リフトに付随して設置してありましたネットが鉄筋部分の腐食により崩壊いたしました。崩壊したネットを修理するとなると３，０００万円程度かかると見込まれるため、今季は運行を見合わせ、リフト従業員の搬送についてはスノーモービルをレンタルして対応することとしたため、そのレンタル料及び６人乗りの大型ポート購入費用として５７万８千円等となっております。

格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１８２号「平成１７年度大仙市市立大曲病院事業会計補正予算（第１号）」につきましては、大曲病院の医師が仙北組合総合病院において行っている臨床研修制度において、研修期間中に支払う賃金を仙北組合総合病院が支払うこととなったこ

とや職員の減員等による給与費の減額と患者数の増加に伴い薬品使用量も増加したため、予算不足が見込まれる材料費を増額しようとするものであります。

内容につきましては、給与費を656万4千円減額し、材料費を同額追加補正する予算の組み替え補正であり、1款1項医業費用の当初予算額7億9,446万2千円に変更はありません。

格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、ご報告いたします。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） すいません。私の報告に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

議案第174号ですが、「平成17年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、「歳入歳出予算の総額に追加し」と申し上げましたが、「総額からそれぞれ120万4千円を減額し」というふうに、ご訂正をお願いいたします。

すいません、同じような間違いですが、議案第180号でございます。「平成17年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきましても、同じくですが、「歳入歳出予算の総額から159万6千円を追加し」と申し上げましたが、「減額し」の誤りでございます。大変申し訳ありませんでした。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第172号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第１７３号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１７４号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１７８号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１７９号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。



た。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１８０号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１８１号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１８２号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第２６、議案第１７５号及び日程第２７、議案第１７６号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第１７５号「平成１７年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ３，５３４万６千円を減額し、補正後の予算総額を２１億９，５０７万３千円とするものであります。

主な項目としては、歳入１款分担金及び負担金は、事業費分担金として５５２万１千円の補正、２款使用料及び手数料は工事検査手数料など水道手数料として３３万２千円

の補正、３款国庫支出金は簡易水道等施設整備費国庫補助金として４１４万円の減額補正、５款繰入金は一般会計繰入金として３１２万９千円の補正、７款諸収入は水道管移設工事補償費など３，３９８万８千円の減額補正、８款市債は簡易水道整備事業債として６２０万円の減額補正です。

歳出では、１款総務費は、職員人件費及び神岡・西仙北地域の施設修繕等一般管理費として１７５万８千円の補正、２款事業費は、協和・仙北地域の事業費の確定により３，７１０万４千円の減額補正であります。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１７６号「平成１７年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ２，０９０万円を追加し、補正後の予算総額を２億３，５４０万６千円とするものであります。

歳入では、２款使用料及び手数料は下水道使用料として９０万円の補正、３款国庫支出金は特定環境保全公共下水道事業国庫補助金として１，０００万円の補正、５款繰越金は前年度繰越金として１００万円の補正、７款市債は特定環境保全公共下水道事業債として９００万円の補正であります。

歳出では、１款総務費は協和地域下水道維持管理費として９０万円の補正、２款事業費は南外地域補助事業費の追加により２，０００万円の補正です。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第１７５号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７６号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第２８、陳情第８号及び日程第２９、陳情第１５号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長３０番藤田君雄君。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 総務常任委員会に付託されました陳情の２件について、その結果及び経過についてご報告を申し上げます。

はじめに、陳情第８号「庶民大増税の中止を求めることについて」は、定率減税の全廃をはじめ、給与所得税控除の縮小、配偶者控除や扶養控除の縮小・廃止などを行わないことや消費税の引き上げをしないことの意見書を政府・関係機関に意見書を提出していただきたいとの趣旨であります。

審査の結果、調査検討を要するとの意見があり、出席委員の一致をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第でございます。

次に、陳情第１５号「法務局の増員に関することについて」は、法務局において事務量が増加していることから、２６年間にわたり連続して国会に採択された増員の請願について、実現を求める意見書を提出していただきたいとの趣旨でございます。

審査の結果、これも調査検討を要するとの意見があり、出席委員の一致をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第8号及び陳情第15号の2件については、ただいまの委員長報告のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本2件は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第30、陳情第7号から日程第37、陳情第16号の8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

陳情第7号「障害福祉サービスを利用する利用者の負担増に反対することについて」につきましては、国の行う障害保健福祉改革の大きな柱である利用者の定率負担方式の導入は、所得水準の低い重複障害者等にとってサービス利用の抑制や障害者の自立や社会参加を阻害するおそれがあるため、市として国に対して利用者の定率負担導入に反対することを求める意見書を提出していただきたいとの趣旨であります。

格別なる質疑、討論もなく、審査の結果、その願意を妥当と認め、本件は出席委員の一致をもって、採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第9号「介護保険の改善を求めることについて」につきましては、施設入所者への居住費及び食費の徴収や通所系サービスの食事提供加算の廃止などの介護保険法改定は利用者の負担増を強いるものであるため、市として介護手当の支給や自己負担の軽減、通所サービス利用者に対する食事代補助など、独自の減免制度を設けていただきたいとの趣旨であります。

審査の結果、調査・議論・検討を要するとの意見があり、出席委員の多数をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

次に、陳情第10号「社会保障充実と最低保障年金制度創設を求めることについて」につきましては、医療費や介護費用の負担増、年金課税の強化などによって高齢者の生活が厳しい状況にあることを受け、指定都市市長会及び年金者組合が主張する最低補償年金制度創設や介護保険・医療制度充実を促す意見書を国に対して提出していただいた

いとの趣旨であります。

審査の結果、調査・議論・検討を要するとの意見があり、出席委員の多数をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

次に、陳情第１１号「患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求めることについて」につきましては、政府及び厚生労働省がこれまで実施し、また、今後実施を予定している高齢者の患者負担増や給付削減などの「医療改革」は、患者の医療を受ける権利を脅かし、病気の早期発見・早期治療を妨げるものであるため、患者負担の軽減や医療の質・安全を確保するための診療報酬の改善について、市として国に対して意見書を提出していただきたいとの趣旨であります。

審査の結果、陳情事項については、診療報酬引き上げや高齢者負担の引き下げは、病院、患者双方にとってメリットのあるものであるため、採択との意見が出されました。

また、なぜ引き上げが必要であったのか、その理由を明記せず、負担の引き下げのみを求める陳情に対しては不採択との意見がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第１２号「弓道場建設について」につきましては、弓道は老若男女を問わず誰にでもでき、健康に良い武道であるが、市内に道場がなく、他町の団体に加入し、練習を行っている現状を受け、既存の施設の利用も含め弓道場を建設していただきたいとの趣旨であります。

弓道場を建てる場合の建設費用についての質疑がありましたが、審査の結果、その願意を妥当と認め、本件は出席委員の一致をもって、採択すべきものと決した次第であります。

陳情第１３号「安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求めることについて」につきましては、入院日数の短縮や医療・介護内容の高度化によって医療現場は過酷な労働実態となっているにもかかわらず、看護職員不足により医療事故が発生し、患者や利用者の安全が脅かされていることを受け、配置基準の見直しや医療・看護職員の増員を求める意見書を提出していただきたいとの趣旨であります。

格別なる質疑・討論もなく、審査の結果、その願意を妥当と認め、本件は出席委員の一致をもって、採択すべきものと決した次第であります。

陳情第14号「子宮頸がん検診の逐年施行のお願いについて」につきましては、厚生労働省の通達により、子宮頸がん検診の対象者が拡大されたのに対し、検診間隔が毎年の実施から2年に1回となったことは、がんの早期発見が難しくなり、検診離れも進む懸念があるため、受診率向上と子宮頸がん死亡率減少を図るため、検診を逐年施行していただきたいとの趣旨であります。

検診者が大幅に減少した要因についての質疑がありましたが、審査の結果、その含意を妥当と認め、本件は出席委員の一致をもって、採択すべきものと決した次第であります。

陳情第16号「（仮称）特別養護老人ホームテンダーヒルズの新設について」につきましては、市内の特別養護老人ホームの施設数不足により、入所待機者が多数いる現状を受け、市内に特別養護老人ホームを開設すべく、社会福祉法人を設立することとしており、市からも建設用地の貸与、補助金交付、地域総合整備資金等の支援をいただきたいとの趣旨であります。

格別なる質疑、討論もなく、審査の結果、その願意を妥当と認め、本件は出席委員の一致をもって、採択すべきものと決した次第であります。

以上、ご報告いたします。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第9号及び陳情第10号の2件については、ただいまの委員長報告のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本2件は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第7号、陳情第11号から陳情第14号及び陳情第16号の6件について一括して採決いたしたいと思います。本6件に対する委員長報告は採択であります。本

6 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本 6 件は、採択することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第 38、意見書案第 7 号から日程第 40、意見書案第 9 号までの 3 件を一括して議題といたします。

本 3 件は、21 番門脇一男君ほか 6 名から提出されております。よって本 3 件は、会議規則第 14 条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第 7 号から意見書案第 9 号の 3 件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明及び委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本 3 件については、提案理由の説明及び委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、意見書案第 7 号について採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第 7 号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております案件中、意見書案第8号について採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第8号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております案件中、意見書案第9号について採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第9号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第41、意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、全議員の提案でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、提案理由の説明及び委員会の付託、質疑及び討論を省略することに決しました。

これより意見書案第10号について採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第10号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第42、議案第183号を議題といたします。

お諮りいたします。提案理由につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、説明を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第83号については、説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第183号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第183号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第１８３号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第４３、議案第１８４号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第１８４号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、本年第２回市議会定例会で予算の議決をいただきました（仮称）大仙市新協和体育館建設に係る建築工事の工事請負契約の締結について、議案記載のとおり、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いしようとするものであり、去る１２月１４日に指名競争入札を執行し、鹿島・荒屋舗特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、契約額５億７，９６０万円で仮契約を締結したものであります。

工事の概要であります。大仙市協和船岡字大袋地内に鉄骨造り２階建て、建築面積２，７０８．３１㎡、延べ床面積２，６９７．０８㎡の体育館を建築するための工事を施工するものであり、工期は契約締結の日の翌日から平成１８年１２月２０日までとしております。

以上、議案第１８４号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。１７番齊藤博幸君。

○１７番（齊藤博幸君） 追加提案ですので私は通告はしておりませんが、若干ちょっとお尋ねを申し上げます。

まずもって秋田県はもちろん大仙市も公共事業は大変冷え込んでおります。その中で今回の契約なわけでございますけれども、５億台のこの事業、体育館、どういう特殊な技術あるか私も専門的にはわかりませんが、ＪＶで入札したという基本的な考え

方と、また出資割合、そこら辺、また今後、額にもよるだろうけれども入札の基本的な共同企業体、単独の業者さん、その考え方をこの場でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 総務部長から答弁させます。

○議長（橋本五郎君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） ただいまのご質問は、JVについての基本的な考え方、それから出資割合等についてのご質問とお伺いしますが、工事等の発注については地元企業に発注することを原則といたしまして、工事請負業者等選定指名委員会において工事の内容、規模、設計額等に応じまして業者を指名しているところでございます。

それで今回の仮称であります新協和体育館につきましては、鉄骨造りの延べ床面積が2,697㎡と、長スパンの大構造物の建築物であるということ。さらに、高度な技術を要するというふうなことから、このような工事について元請けとして業績があり、さらに同種の工事を施工した経験のある県外業者を指定したところでございます。そして指定に際しまして、平成16年度の経営事項審査の総合評定値が1,600点以上であること。それから建築一式を主体とするが、土木一式についても実績のある業者であること。さらに経済の事情等を考慮しまして10社を指定したものでございます。さらに共同企業体の構成については、これら県外業者と大仙市等級別格付け名簿において建築工事一式のA等級に格付けされている業者との組み合わせをすることとして、自主結成をお願いし、共同企業体として届け出た10の企業共同体を指名した上で、指名競争入札をしたものでございます。そういうことでございますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから出資の割合でございますが、共同企業体に関する要件といたしましては、ただいま申し上げましたとおり構成員数は2社による共同施工方式と、それから各構成員の出資比率の最小限度基準については、30%以上というふうなことで共同企業体の要件を指定しております。そしてまた先程申し上げたとおり、共同企業体の結成方式については自主結成とするというふうなことで公告いたしまして、10の共同企業体から指名の願ひがありまして、その10の企業体を指名して指名競争入札を実施したというふうなことでございます。

○議長（橋本五郎君） はい、17番。

○17番（斉藤博幸君） 組み合わせ等については私は何もどうのこうのは申しませんけ

れども、ようするに今、部長さんの説明によりますと、この程度の体育館でも地元の単独ではちょっと厳しいという判断をしてＪＶを組んで、１年ちょっとでございますので、そういうことでＪＶ、共同企業体にしたと受け取ってよろしいですか。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。久米部長。

○総務部長（久米正雄君） ただいま申し上げましたとおり、長スパンといいますと４０メートル以上の柱のない構造物でございますので、議員おっしゃったとおりそういうことで指名したものでございます。

○議長（橋本五郎君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これにて質疑を終結いたします。

議案第１８４号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第４４、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第９７条第１項及び第１０３条の規定により、継続審査及び所管事務の調査について閉会中を行いたいとの申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会からの継続審査及び所管事務調査は、閉会中の継続審査及び所管事務調査にすることに決定いたしました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前１１時４３分 休 憩

.....  
午後 １時３０分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第４３、議案第１８４号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第５日に当委員会に審査付託となりました事件につき、本日委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１８４号「工事請負契約の締結」につきましては、（仮称）大仙市新協和体育館建設（建築）に係る工事請負契約であり、平成１７年１２月１４日に指名競争入札を執行し、鹿島・荒屋舗特定建設工事共同企業体が落札し、契約額５億７，９６０万円で仮契約を締結したものであります。

工事の概要として、協和船岡地区大袋地内に鉄骨造り２階建て、１階床面積が１，９３７．２㎡、２階床面積が７５９．８８㎡で、延べ床面積は２，６９７．０８㎡です。

アリーナは、バスケットボールコートが２面確保できる規模で、１階には格技場、トイレ、器具庫、エントランスホール、２階には周回できるランニングコース、トイレ、更衣室が設置されます。

工期は契約締結の日の翌日から平成１８年１２月２０日までとするものです。

質疑において、県外業者と地元業者の共同企業体となっているが、地元の業者から県外の業者でなくても地元の業者で十分やれるという話を聞いたが、地元の業者ではできなかったのか。また、指名委員会では、そこまで話をされたのかとの質問があり、地元業者の指名を優先していたが、体育館のアリーナ部分の鉄骨造は４５ｍ６０、３３ｍ４０という長スパンであり、特殊構造物であるため、実績のある業者を主体とした共同企業体にするにより、より安全、確実であるとの考え方から指名委員会の結果を出したとの答弁がありました。

その他、２、３の質疑もありましたが、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は同意すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第１８４号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決定いたしました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第４５、議案第１８５号から日程第４７、議案第１８７号までの３件を一括し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 【登壇】 議案第１８５号から議案第１８７号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本３件につきましては、当市人権擁護委員２９名のうち、神岡地域の横山孝氏及び仙北地域の竹村正資氏と池田キミ子氏の３氏の任期が平成１８年３月３１日をもって満了することから、その後任候補者について秋田地方法務局から推薦依頼があったところであり、３氏とも再推薦をさせていただくため、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○市長（栗林次美君） ただいま仙北地域の池田キミ氏につきまして、私、「池田キミ子氏」と申し上げましたので、「池田キミ氏」と訂正させていただきます。どうも申し訳ありません。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１８５号から議案第１８７号までの３件については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本３件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第185号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

次に、議案第186号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第187号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

---

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第48、議案第188号及び日程第49、議案第189号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長(栗林次美君) 【登壇】 議案第188号及び議案第189号の助役の選任について、ご説明申し上げます。

当市は、合併によって面積も広くなり、抱える課題に迅速に対応する必要があることや地方分権、国の三位一体改革に対応した政策重視型の行政運営を図るためには、市長のリーダーシップをサポートする体制の整備が肝要であるとの観点から、助役2人体制とすることとしており、今般、議案記載のとおり久米正雄氏と小松隆明氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

2人の助役の職務についてであります。まず、市議会に関することや総合計画に関

すること、組織及び人事に関すること、予算編成に関すること、重要施策の調整に関すること、総合支所に関すること、重要または異例な事項に関することについては共通事項として両助役が共同で担当することとしており、併せて久米正雄氏につきましては、現在の総務部長の職をはじめ、旧大曲市の産業経済部長、あるいは財政課長など市役所幹部職員としての経験が長く、行政における様々な分野に精通していることから、市政全般にわたる総合調整を行うとともに収入役の事務を兼掌することとしております。また、小松隆明氏につきましては、議員と町長を長年務められた経験と合併で汗を流した町村長の代表として、地域課題や地域振興について主に担当させたいと考えております。

したがって、この２人の助役については序列を設けるのではなく、共通事項とそれぞれが主に担当する職務を遂行することにより、共同で施策の意思形成及び意思決定について本職を補佐することになるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１８８号及び議案第１８９号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本２件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第１８８号を採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

投票の準備をするために暫時お待ちください。

.....  
○議長（橋本五郎君） 議場の閉鎖を命じます。



(議場閉鎖)

○議長（橋本五郎君） ただいまの出席議員数は３０人であります。

投票用配を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（橋本五郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱確認)

○議長（橋本五郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を同意する諸君は「賛成」と、不同意とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第７１条第２項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局議席番号順に点呼、投票)

○議長（橋本五郎君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長（橋本五郎君） 開票を行います。

会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に７番佐藤孝次君、８番金谷道男君、９番石塚柏君を指名いたします。よって、３君の立ち会いを願います。

○２９番（鎌田 正君） 議長、採択する前にええしか、えしか。

○議長（橋本五郎君） はい。

○２９番（鎌田 正君） 会議規則で議長は投票しないということでしたけれども、在任特例の際には議長、投票したでしょう。そうすれば、今の時と先般の在任特例の時は違うんだ。

○議長（橋本五郎君） はい、事務局長。

○議会事務局長（田口誠一君） 議長の投票権があるのは選挙の場合ですので、今、議員の皆様は表決権がありますけれども、議長が採決権ですので、今回は投票権がございません。在任特例の際にも議長は投票しなかった…。選挙は投票します。議長選挙の場合は投票しますけれども、こういう議案の場合は議長には投票権ありませんので。

（開 票）

○議長（橋本五郎君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 29 票、これは先ほどの出席議員に符合いたします。そのうち賛成 27 票、反対 2 票。

以上のとおり賛成多数であります。よって本件は、同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第 189 号を採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。はい、局長。

○議会事務局長（田口誠一君） 先程、議長が申しましたように、賛否を表明しない、それから賛否が明らかでない投票は、会議規則第 71 条第 2 項の規定により否ということで、白票は賛否を表明しておりませんので否とみなします。

（議場閉鎖）

○議長（橋本五郎君） ただいまの出席議員は 30 人であります。

投票用配を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（橋本五郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱確認）

○議長（橋本五郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を同意する諸君は「賛成」と、不同意とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 71 条第 2 項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局議席番号順に点呼、投票)

○議長（橋本五郎君） 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長（橋本五郎君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番佐藤孝次君、8番金谷道男君、9番石塚柏君を指名いたします。よって、3君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長（橋本五郎君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員に符合いたします。そのうち賛成12票、反対17票。

以上のとおり反対多数であります。よって本件は、同意しないことに決しました。

この後、固定資産評価員の選任についてが追加提案されますので、この件について議会運営委員会を開催のため、暫時休憩いたします。

午後2時30分に開会いたします。

午後 2時09分 休 憩

.....  
午後 2時29分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。ただいま市長から議案第190号、固定資産評価員の選任についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議案第190号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 追加日程第１、議案第１９０号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第１９０号、固定資産評価員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、合併後空席となっている固定資産評価員について、平成１８年度が固定資産の評価替えの年にあたっており、同職の選任が必要となることから、先程の本会議において助役への就任について同意をいただきました久米正雄氏に兼職させるため、地方税法第４０４条第２項及び大仙市固定資産評価員の設置等に関する条例第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１９０号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第１９０号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） ただいま市長から先程議決いたしました議案第１６６号について、

地方自治法第176条第4項の規定により、再議に付する旨の文書が提出されました。

お諮りいたします。この際、本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

20番大山利吉君の退席を求めます。

(20番 大山利吉君 退席)

---

○議長(橋本五郎君) 追加日程第2、議案第166号を再び議題といたします。

この際、市長から再議に付する理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長(栗林次美君) 【登壇】 午前中の本会議において、議案第166号の財産取得に関する単行案の議決をいただきましたが、本案は大仙市議会議員本人の一身上に関する部分が含まれる事件であり、地方自治法第117条に規定する除斥の対象となり、本議案に関わる議事に本人が参与した場合は同条の違反となりますので、当該違法部分について適法な議決を行っていただくため、同法第176条第4項の規定に基づき同案を再議に付するものであります。

以上です。

○議長(橋本五郎君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

本件は、建設水道常任委員会に付託といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。

暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休 憩

.....  
午後 2時36分 再 開

○議長(橋本五郎君) 会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長(久米正雄君) 【登壇】 議案第166号、財産の取得について、ご説明申し

上げます。

本案は、都市計画事業で実施の仙北ふれあい公園事業に係る第3駐車場及び第4駐車場並びに体育館用地として、今般議案記載の土地を買収するため、去る11月25日に仮契約を締結の上、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

買収する土地であります。所在地は仙北地域の堀見内字元田茂木及び下田茂木地内10筆となっており、地目はいずれも田であり、合計16,081㎡を1億1,242万6,540万円で取得するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

本件は、建設水道常任委員会に付託いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 午前中、議案第166号の財産取得について、私が報告し、皆様からご審議いただいて採決いただきましたけれども、再度再議という形で報告することをお許しいただきたいと思えます。

それでは、再度報告させていただきます。

都市計画事業で実施の仙北ふれあい公園事業に係る第3駐車場及び第4駐車場並びに体育館用地としての土地を買収するため、去る11月25日に仮契約を締結したものです。

買収する土地であります。所在地は仙北地域の堀見内字元田茂木及び下田茂木地内10筆となっており、土地の所有者は5名で、地目がいずれも田で、総面積16,081㎡を1億1,242万6,540万円で取得するものであります。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席議員の一致をもって、本案は同意すべきものと決した次第であります。

報告を終わらせていただきます。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） ただいま助役に選任されました久米正雄君から発言の申し出があります。これを許します。登壇願います。

○新助役（久米正雄君）【登壇】 一言ごあいさつを申し上げます。

先程の本会議におきまして、議員の皆様のご同意を賜り助役に就任させていただくことになりました。衷心より感謝を申し上げる次第であります。

ご案内のとおり、大仙市が誕生してから約9カ月が経過しようとしておりますが、当市は三位一体改革に伴う国庫補助負担金の削減や地方交付税制度の改革、財源の移譲など厳しい財政環境にあり、また、総合計画の策定や行財政改革など様々な課題・問題を抱えているところであり、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。

もとより浅学非才の身であります。市長を支えていくことはもちろん、大仙市が素晴らしい都市として発展できるよう、職員とともに誠心誠意与えられた職務に精励してまいり所存であります。

市議会の皆様には、今後ともさらなるご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、甚だ措辞であります。私のごあいさつにかえさせていただきたいと存じます。

このたびは本当にありがとうございました。

---

○議長（橋本五郎君） 以上で今定例会の日程は、全部終了いたしました。

これにて、平成17年第3回大仙市議会定例会を閉会いたします。

本当にご苦労さまでございました。

午後 2 時 4 3 分 閉 会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成      年      月      日

大仙市議会議長

橋 本 五 郎

議 員

佐 藤 孝 次

議 員

金 谷 道 男

議 員

石 塚      柏

